

令和4年度 第2回 狹山市建築審査会 会議録

- 【開催日時】 令和4年11月17日（木）
13時30分から14時40分まで
- 【開催場所】 狹山市役所6階 602・603会議室
- 【出席委員】 田中 一郎委員、村上 嘉康委員、永峰 麻衣子委員、
遠藤 一博委員、内藤 知行委員
- 【狹山市】 都市建設部：田中部長、伊藤次長
- 【特定行政庁】 建築審査課：小形課長、嶋崎主幹、志賀主任
- 【関係課】 市街地整備課：牛窪主幹、木村主任
- 【事務局】 建築審査課：鎌田主幹、桑原主査
- 【公開非公開の別】 公開
- 【傍聴者】 なし
- 【議 事】 （要旨）
第1号議案
建築基準法第44条第1項第4号許可について（諮問）
建築基準法第44条第1項第4号許可について、特定行政庁が
諮問した。
- 建築審査会の意見
「 同 意 」

【会 議 録】(質疑応答)

第1号議案

建築基準法第44条第1項第4号許可について(諮問)

(議案概要)

埼玉県狭山市入間川一丁目23番5号 狭山市長 小谷野 剛から申請のあった、狭山市大字南入曽字堂ノ前原584番3、4、5、8、10の各一部、市道B第299号線の一部、県道225号線の一部に入曽駅東西自由通路を新築する旨の許可申請について、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められるので、諮問した。

議 長 (会 長) それでは、第1号議案の諮問について、ご意見・ご質問等
お願ひします。

委 員 外気に開放された自由通路のスロープは、雨天時、床が滑り
やすく、長いスロープで車椅子使用者の昇り降りに支障はない
か。

特定行政庁 自由通路内に排水溝を設置し雨水を流す対策をしており、
スロープの床は防滑素材の磁器質タイルを使用している。
また、スロープの勾配等は安全性を十分に考慮したうえで、
埼玉県の福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例に
基づき設計し、起点終点部は点字ブロックで判りやすいよう
対策をしている。

委 員 自由通路は通常時は勿論、終電後においても照明は点灯して
いるのか。また、夜間に道路側から進んだ際、目に明るすぎる
ことはないのか。

特定行政庁 照明を含めた自由通路の管理区分については、現在協議中
であり、管理上必要最小限の照明にて、歩行者の通行の安全性
及び自由通路の付近を通過する車両に支障が生じないものと
する。

委員 スロープの勾配は、バリアフリー法で定められた12分の1以下にする必要がある中で25分の1と、非常に緩やかな設計となっているが、高齢者の中にはすり足で歩行する方もいるため、つまづく恐れがある。

どのような防滑素材のタイルを使用するのか。

特定行政庁 タイルは凹凸が出るようなものではなく、素材として滑りにくいものを使用する設計である。

委員 車椅子を含めいろいろな方が使うので、できる限り素材選びに配慮してもらいたい。

特定行政庁 わかりました。

委員 通路開放部分のガラスについて、道路上に落下する恐れはないか。また階段の幅員を1.5mとした根拠を伺いたい。

特定行政庁 ガラスの手前に手摺を設けて空間を確保することにより、人や物が衝突してガラスが落下する恐れは少ないと考えられ、併せて、ガラスにフィルムを貼ることで、飛散防止対策も講じている。

階段の幅員については、朝夕のラッシュ時に改札を通る人数及び南北の踏切を横断する人数に基づく1分あたりの通行人数から検討した結果、エスカレーターの運搬能力のみで満足する。階段はあくまで補助的な使用で可能と判断していることから、階段の幅が1.5mでも支障は無いと考える。事例として、入曽駅より乗降客の多い西武池袋線椎名町駅も同様に1.5mの幅員である。

委員 道路上の自由通路下部の照明の照度は説明で理解したが、常時点灯しているのか、またはセンサー等で点灯するのか。

特定行政庁 現時点では常時点灯ではなく、タイマー式を検討している。

委員 自由通路は、自転車の通行はできるのか。

特定行政庁 原則として自転車の通行は禁止となる。

委員 東口の階段・エスカレーター一部分の防火構造について、ECPパネルの記載があるが、これは当初からではなく、連絡協議会等での確認を受けて変更したのか。

特定行政庁 協議を進めていく中で、防火構造に配慮する必要があるとの結論になり、変更を行っている。

委員 ECPパネルはそれなりの厚みのものを設置すると重量が加算されるが、当初の基礎設計から強度を加味したものか、あるいは当初通りで大丈夫なのか。

特定行政庁 防火構造にすることにより多少重量は増加するが、設計に余裕があったため、基礎に変更は生じていないと確認している。

委員 本計画は県道225号線と市道B第299号線の交差点部分に自由通路を設けることによる視認性及び安全性が懸念されるが、隅切り部分に柱を設けないことによる見通しの確保及び、特殊車両等が通行可能な高さであることは確認した。

交差点の照度について、埼玉県基準10ルクス以上の照度とはどの程度の明るさなのか。

また、先ほどの説明で照明はタイマー式と聞いたが、時間で区切るとなると、季節によって人為的に設定し直すということなのか。

特定行政庁 10ルクス以上の明るさについては、県が交差点に照明設備を設ける基準が10ルクス以上としていることから設定した。

10ルクスというのは、多少薄暗いといった印象の明るさである。

なお、センサー式への対応については、申請者に報告させていただきたい。

委員 例えば天気の悪い日中も暗くなることがあり、また、弱視やお年寄りの方に支障はないか懸念がある。

10ルクスという基準があっても、場所によって違ってくると思うが、実情に応じて照度を上げることは可能なのか。

特定行政庁 基準では10ルクス以上だが、交差点内の照度分布図では、最小照度が26.5ルクス、平均照度が41.7ルクスを確保しており、暗いのが気になるという明るさではない。

委員 照度の測定面は、地盤面からどれくらいの高さによるものか。

特定行政庁 地盤面での測定である。

委員 地盤面からであれば、視線はもっと上になり、もう少し明るく感じると捉えていいのか。

特定行政庁 その通りである。

委員 今後、駅前広場の整備等で全体の照明計画が出てくると思うが、それと連携して、仮に隣に街灯があれば明るさの範囲も広がるなど、この交差点の安全性を認識した上で、照明計画は総合的に検討していただきたい。

特定行政庁 わかりました。

議長 (会長) 他にございますか。

委員 一同 なし。

議 長 それでは、第1号議案について、お諮りします。
(会 長) 諮問案件の建築基準法第44条第1項第4号許可について
 は、原案どおり同意することでご異議ありませんか。

委 員 一同 異議なし。

議 長 ご異議がないようなので、第1号議案については、同意する
(会 長) ことで決定いたしました。
 それでは、以上をもちまして第1号議案について終了
 します。

以上